六	一一トン	
七	三四トン	
八	一八トン	
九	五〇、一八六トン	
一〇	一〇、八八六トン	
一一	一三、三七一トン	
一二	九三、〇七七トン	
一三	六、六五一、二九〇トン	
一四	一、三九六、五八六トン	
一四の二	七八六、八四六トン	
一五	六二七トン	
一六	一三、二八九トン	
一七	一七二、一五六トン	
一八	二一、四〇七トン	
一九	一、二九六トン	
二〇	六二一トン	
二一	二九、三三五トン	
二二	七五九トン	
二三	八、三一八トン	
二四	三三トン	
二五	〇トン	
二六	七、七五八トン	
二七	二〇、〇三八トン	
二八	七・八トン	
二九	七一八トン	

○財務省告示第百十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号の規定に基づき、平成二十五年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量を次のように告示する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　七万四千三百三十九トン

ロ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十五万二千四百五十六トン

ハ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十三万六百四十二トン

二　冷凍牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十五年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　九万三百六十六トン

ロ　平成二十五年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十万七千四百六十八トン

ハ　平成二十五年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十九万七千六百九十トン

イ　平成二十五年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　二十万八千五百四十四トン

ロ　平成二十五年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　四十一万五千百四トン

ハ　平成二十五年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　六十三万千五百四十六トン

二　平成二十六年度における輸入基準数量　七十三万九千六百七十七トン

○財務省告示第百十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号及び第二項の規定に基づき、平成二十五年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量並びに平成二十六年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量とする。

○財務省告示第百十四号

国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準（平成十九年財務省告示第百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一の㈠のイの㈱中「第七条の八第一項」を「第七条の七第一項」に改め、「（インド及びペルー）」を削る。

○財務省告示第百十五号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

輸入統計品目表第〇四〇二・一〇号中「幼児又は」を「幼児、」に改め、「児童福祉施設の児童」の下に「又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第９項、第10項若しくは第12項に規定する事業による保育を受ける児童」を加える。

○厚生労働省告示第百九十九号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六号）の施行に伴い、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、同法の施行の日（平成二十六年四月一日）から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

次に掲げる告示の規定中「小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項」を「小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項」に改める。

一　酸素及び窒素の価格（平成二年厚生省告示第四十一号）第三項第二号

二　厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成十一年厚生省告示第九十九号）第四号